

共同企業体発注方式の見直しについて

工事発注量が減少する中、市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、次のとおり、特定建設工事共同企業体の構成員を見直し、平成26年4月1日以降に発注する案件から適用します。

なお、平成25年度においては、試行的に実施しております。

現 行	平成26年4月1日以降の発注案件
<p>【構成員】 市内業者が1社以上含まれていなければならない。ただし、工事の技術的特性その他の事情により、構成員となるべき必要な市内業者の数を確保することができない場合は、この限りでない。</p>	<p>【構成員】 市内業者が1社(構成員が3社の場合は市内業者を2社)以上含まれていなければならない。ただし、工事の技術的特性その他の事情により、構成員となるべき必要な市内業者の数を確保することができない場合は、この限りでない。</p>